

## 5. 実施すべき事業

### (1) 事業の枠組み

交通バリアフリー法では、重点整備地区の移動円滑化を図るための事業を「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「交通安全特定事業」等に分類し、位置づけます。

特定事業に位置づけられた事業は、1～2年の間に実施する事業を「短期」、交通バリアフリー法の目標年次である平成22年を目標に事業を実施するものを「中長期」として取り組んでいきます。事業実施にあたっては、各主体者が中心となり、国や府、市と事業者及び市民の協働により進めていきます。

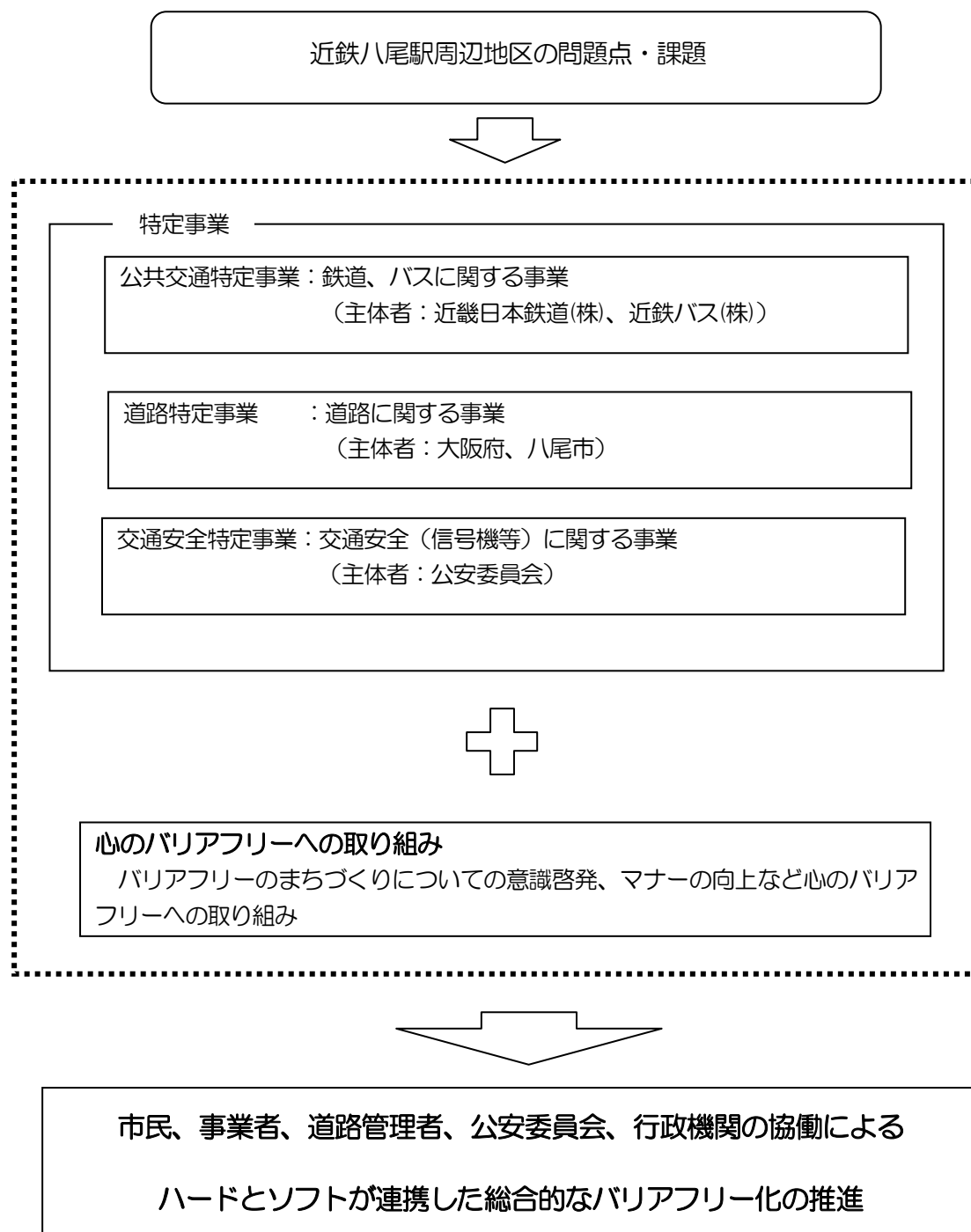


図5. 1 事業の枠組み

(2) 公共交通特定事業

公共交通特定事業では、高齢者や障害者などにとって最もバリアを感じる箇所について重点的に整備を行い、バリアフリー化を図っていくことを整備の基本的な方針としています。  
 なお、整備にあたっては、交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」を遵守するとともに「公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン」を参考に整備を行っていきます。

<鉄道 主体者：近畿日本鉄道株式会社>

表5. 1 公共交通特定事業（鉄道）

整備箇所	主な整備内容	スケジュール		備考
		短期	中長期	
エレベーター	エレベーターの設置	○		
トイレ	障害者対応型トイレの多機能化	○		
案内誘導施設	誘導チャイムの新設	○		
	点字案内板の新設	○		
階段	手すりの改良	○		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの改良	○		
ホーム	ホーム終端の転落防止	○		

●関連事業

- ・券売機の改良  
 機器の更新時に新型のタッチパネル式を、順次導入する。  
 また、蹴り込み等の改造について、既設の構造を確認の上、改良を検討する。
- ・車両のバリアフリー化  
 車両の更新時に、車いすスペースの確保をはじめとした移動円滑化基準に適合した車両にするとともに、既存車両についても、できる限りバリアフリー化されたものとなるよう改良を検討。
- ・社員教育、訓練  
 バリアフリーに対する社員教育、訓練などを継続的に行う。

<バス 主体者：近鉄バス株式会社>

表5. 2 公共交通特定事業（バス）

整備箇所	主な整備内容	スケジュール		備考
		短期	中長期	
案内施設	行き先案内・時刻表等の改良の検討	○		

●関連事業

- ・車両のバリアフリー化  
 車両更新時に移動円滑化に配慮した低床式バスを随時導入する。
- ・社員教育、訓練  
 バリアフリーに対する社員教育、訓練などを継続的に行う。

●身体障害者対応型エレベーターの設置



近鉄恩智駅→

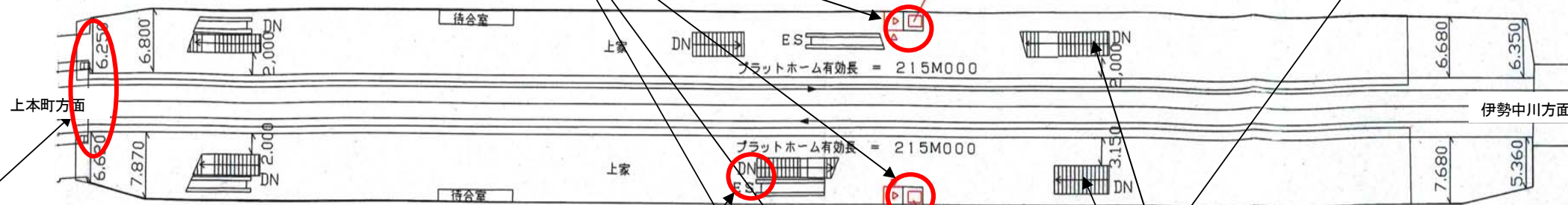
●障害者対応トイレの多機能化  
オストメイト対応に改良



近鉄恩智駅→

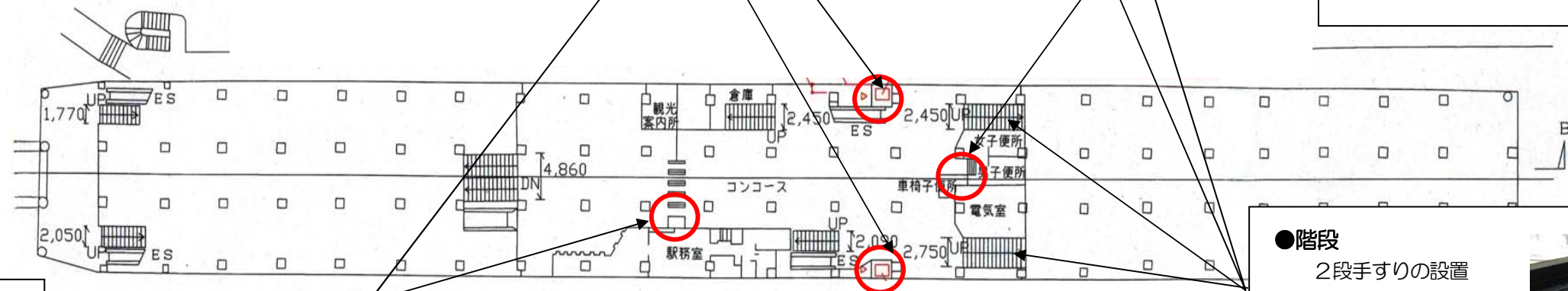
●ホーム終端

転落を防止するための柵を改良



●視覚障害者誘導用ブロックの改良

トイレ、エレベーターへ通じる通路等に設置



●階段

2段手すりの設置



近鉄久宝寺口駅→

●点字案内板の設置

↓近鉄恩智駅



●誘導チャイムの設置

改札口、ホームの階段部等



近鉄恩智駅→

図5. 2 特定事業イメージ (公共交通)

(3) 道路特定事業

道路特定事業は、歩行空間ネットワークに位置づけたバリアフリー化の必要性が高い経路上での実施する事業です。

事業実施に際しては、交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」を遵守するとともに、全体構想に基づき整備を行っていきます。また、沿道住民をはじめ地域の現状に配慮しながら、適切な整備を検討していく予定です。

<道路 主体者：大阪府、八尾市>

表5. 3 道路特定事業（道路）

経路種別	整備箇所	主体者	主な整備内容		スケジュール		備考
					短期	中長期	
特定経路	一般府道 八尾道明寺線	大阪府 (八尾土木)	歩道の改良 視覚障害者誘導用ブロックの整備 歩行空間の確保	歩道の改良（段差解消、透水性舗装）	○	○	
				視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○	○	
				不法占用看板の撤去。啓発活動。	○		
	一般府道 近鉄八尾停車場線	大阪府 (八尾土木)	歩道の改良 視覚障害者誘導用ブロックの整備	歩道の改良（段差解消、透水性舗装）	○	○	電線共同溝整備事業に伴い整備予定
				視覚障害者誘導用ブロックの敷設			
	主要地方道 大阪港八尾線		歩道の改良 視覚障害者誘導用ブロックの整備	歩道の改良（段差解消、透水性舗装） 視覚障害者誘導用ブロックの敷設	○	○	電線共同溝整備事業に伴い整備予定
	市道弥刀上之島線	八尾市	歩車分離された歩行空間の確保 視覚障害者誘導用ブロックの整備	歩道設置 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○	
	市道八尾第402号線			歩道設置 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○	
	市道八尾第432号線	八尾市	歩道の傾斜、段差の改善 視覚障害者誘導用ブロックの整備	歩道すりつけ勾配の改良 交差点部の段差解消 視覚障害者誘導用ブロックの敷設		○	横断防止柵の設置については、車両乗り入れ部の位置や数を考慮して検討する。
	市道八尾第400号線 市道八尾第401号線 市道八尾第403号線 市道八尾第428号線 市道八尾第184号線	八尾市	路面の平坦性の改善 歩道段差の改善	インターロッキングブロックの目地の改善		—	今後の新改築時に改良する。
交差点部の段差解消					○		
路面の凹凸解消				○			
植木剪定・植樹柵の修繕				○			
視覚障害者誘導用ブロックの敷設					○		
歩道の改良		透水性舗装		—	今後の新改築時に改良する。		
歩行者優先施策による歩行空間の確保		店舗張りだし防止の指導・啓発		○	○		
準特定経路	市道八尾西郡線	八尾市	歩行空間の確保	歩道設置		○	事業実施にあたっては、一方通行化を伴い沿道住民との調整が必要。
				側溝の溝蓋設置	○		調査が必要。
	市道八尾第183号線 市道八尾第467号線 市道八尾第381号線 市道八尾第424号線	八尾市	歩行者優先施策による歩行空間の確保	不法占用防止の指導・啓発活動の実施	○	○	
				グレーチング蓋の修繕	○		
				違法駐車対策の一部柵設置		○	
商用店舗の不法占用指導	○	○					

<駅前広場 主体者：八尾市>

表5.4 道路特定事業（駅前広場）

整備箇所	主な整備内容		スケジュール		備考
			短期	中長期	
地上からデッキへの移動	上下移動の円滑化	エレベーターの設置	○		
		スロープ、階段に手すりの設置	○		
デッキ上の階段（中央改札出口前）	デッキ上の通路段差の解消	中央改札口正面部の階段にスロープを設置	○		
視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者誘導用ブロックの整備	デッキ部に視覚障害者誘導用ブロックを連続敷設する。		○	
バス、タクシー乗り場	バス、タクシー利用の円滑化	バス停通路の段差解消		○	
		タクシー乗り場に切り下げ設置		○	
		タクシー乗り場のベンチ修理	○		設置者に指導する

(4) 交通安全特定事業

交通安全特定事業は、重点整備地区内において重点的に実施する事業です。

表5.5 交通安全特定事業

整備箇所	主体者	主な整備内容	スケジュール		備考
			短期	中長期	
特定経路上の主要な交差点	公安委員会	・バリアフリー化に対応する信号機の改良（視覚障害者用付加装置の設置）		○	

●関連事業等

・特定経路上の取り組み

通行上の障害となるもの（放置自転車・違法駐車、通行の支障となる看板・陳列商品など）の取り締まり強化、防止のための広報・啓発活動を継続的に行います。

●駅前広場：エレベーターの設置

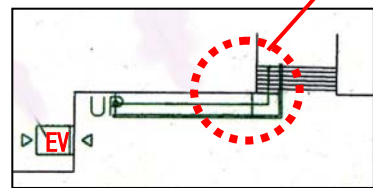
地上  
西側から



デッキ  
東側から



●駅前広場：スロープの設置

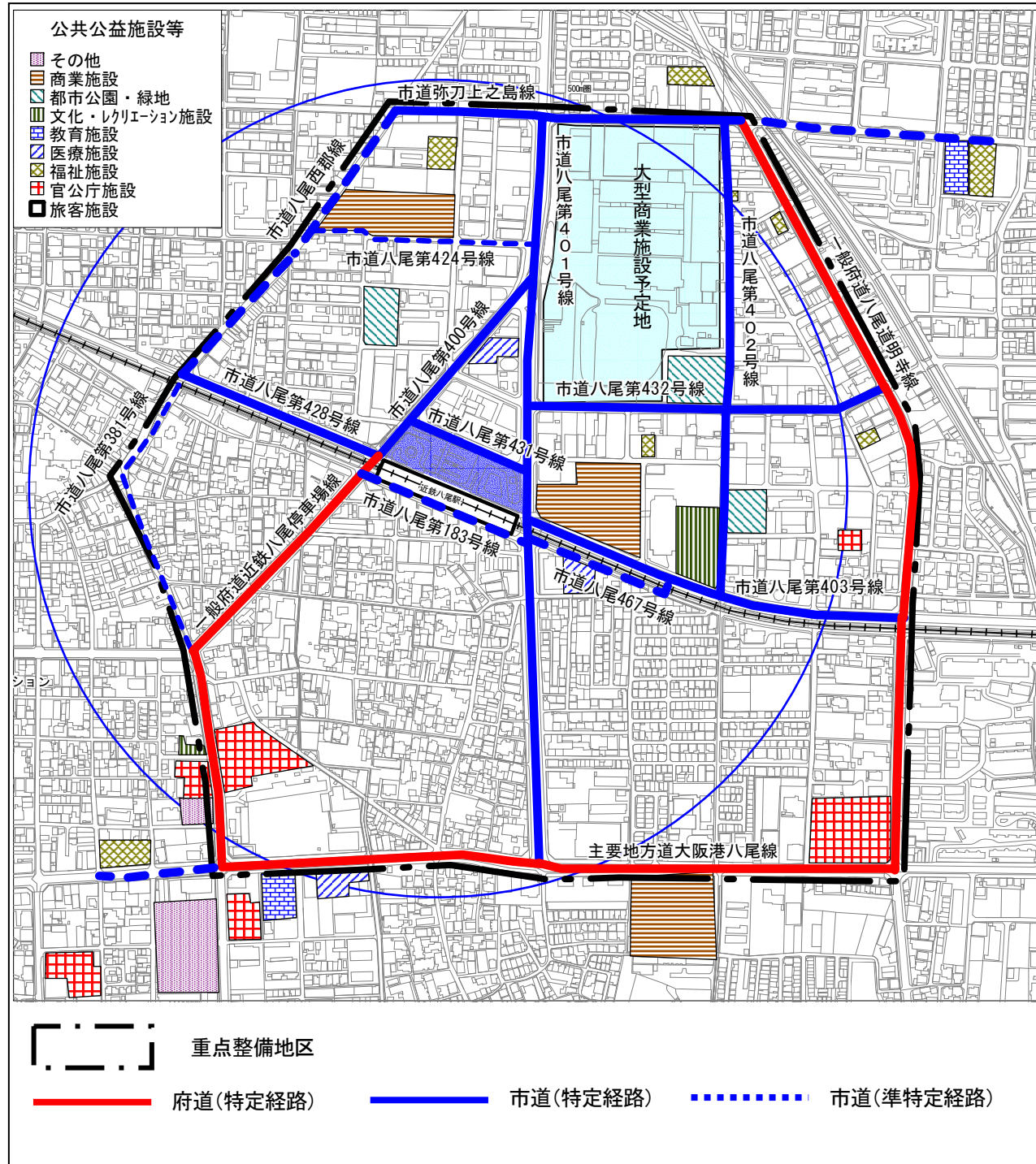


●一般府道八尾道明寺線

- ・歩道の改良（段差解消、透水性舗装）
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備
- ・不法占用看板の撤去。啓発活動。

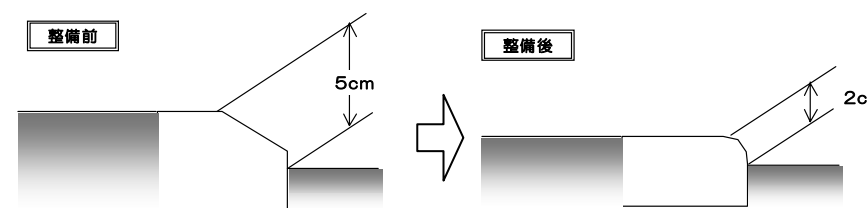
●一般府道近鉄八尾停車場線・主要地方道大阪港八尾線

- ・歩道の改良（段差解消、透水性舗装）
- ・視覚障害者誘導用ブロックの整備



●市道八尾第400号線・401号線・403号線・428号線

- ・インターロッキングブロックの目地改善
- ・交差点部の段差解消
- ・路面の凹凸解消
- ・樹木剪定、植樹木の修繕
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設



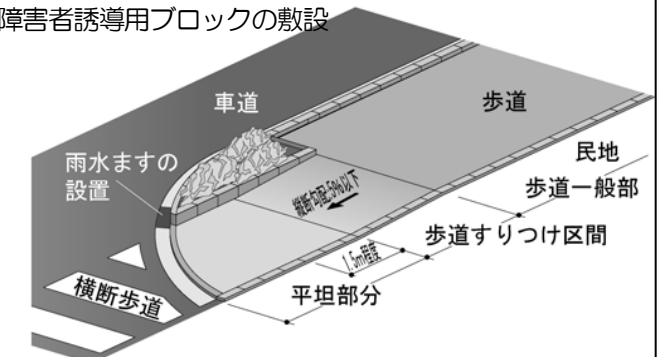
●市道弥刀上之島線

- ・歩道設置：2.5m
- ・視覚障害者誘導用ブロック敷設



●市道八尾第432号線

- ・歩道すりつけ勾配の改良
- ・交差点部の段差解消
- ・視覚障害者誘導用ブロックの敷設



●市道八尾第402号線

- ・歩道設置：2.5m
- ・視覚障害者誘導用ブロック敷設



●市道八尾第183号線・467号線

- ・グレーチング蓋の修繕
- ・不法占用防止の指導・啓発活動の実施

グレーチング蓋（細目）→



図5.3 特定事業イメージ（道路等）